

「公式マスコットキャラクター」募集要項

福島労働局職業安定部

1 目的・趣旨

福島県内のハローワークへの関心を持ってもらうとともに、ハローワークの各種支援策等の周知・広報を担い、誰からも親しまれる「マスコットキャラクター」（以下「キャラクター」という。）を募集します。

2 募集内容

- (1) キャラクターのデザイン画
- (2) 名称（ネーム）
- (3) 作品の説明

3 デザイン画の条件

デザイン画は、次のすべての条件を満たす作品を対象とします。

- (1) 親しみやすく、ポジティブなイメージのデザインであること。
- (2) ハローワークをPRするのにふさわしいデザインであること。
※ハローワークは「仕事を探している人」と「人を募集している事業所」をマッチング、「働く人」と「企業」を応援している厚生労働省の地方出先機関です。
- (3) 作品形式は平面で、色彩、技法は自由です。
- (4) カラー・モノクロどちらでも使用可能なデザインであること。また、拡大・縮小に耐えうるデザインであること。
- (5) 作品はデジタルで作成したものに限りません。
- (6) 作品サイズは、A4サイズで作成願います。
- (7) ジェンダー平等やダイバーシティの視点にも配慮したユニセックス（人以外も可）なデザインを推奨します。
- (8) 生成AIを使用した作品は応募できません。

4 用途及び使用者

福島県内ハローワークの周知・広報のため、リーフレット、パンフレット、ホームページ等に使用します。使用者は、福島労働局職業安定部、福島県内のハローワーク

5 募集（受付）期間

令和6年8月1日（木）～9月30日（月）

6 応募資格

応募者の居住地についての制限はありませんが、国内在住者に限ります。年齢、プロ・アマは問いません。ただしグループ（会社・事業所等も含む）での応募は不可とします。

未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意が必要になります。応募された場合は、同意事項の全てに保護者が同意したとみなします。

7 応募規格・規定

- (1) 応募作品は一人につき2点までとしますが、1回の応募用紙からの応募は1作品としてください。
- (2) 作品は、キャラクター全身像のデザイン（正面、側面、背面）を作成してください。
- (3) 応募作品は、次の条件を満たすものとします。
 - ①応募者自身が創作したもので、未発表作品のもの。
 - ②他人の著作物や作品を模倣していないこと。なお、結果発表後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、最優秀作品としての賞金などは無効となります。
- (4) 暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準じる者（以下、「反社会勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方並びに公序良俗に反する事業を行っている方の応募はお断りします。
- (5) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。福島労働局では一切の責任を負いません。
なお、福島労働局が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- (6) キャラクター決定後、公式化デザインのため、応募者に修正を依頼する場合があります。

8 応募方法

応募用紙を福島労働局のホームページから印刷し、ご記入のうえ、応募する作品はPDFデータ、JPEGのいずれかとし、電子媒体（CD-R、USB等）に記録のうえ、以下の宛先に郵送（簡易書留）又は持参してください。（持参の場合は、平日9時00分～17時00分まで）

郵送する場合は角2封筒を使用するとともに、作品が折れたり、壊れたりしないようにしてください。

なお、封筒の表面左下には、「公式キャラクター」への応募」と朱書きしてください。

電子メールで応募する場合は、下記の宛先に応募用紙とキャラクターデザインを添付して応募してください。ファイルの容量は10MB以下にお願いします。

宛先：郵便番号 960-8112 福島県福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階
福島労働局職業安定部職業安定課 マスコットキャラクター作成事務局

Eメールアドレス：fukushima-boshuu@mhlw.go.jp

※ 令和6年7月下旬開設予定（令和6年9月末までの期間限定）

9 選定方法・結果発表

応募作品は、応募締め切り後、福島労働局・ハローワークの職員で構成される選定委員会で5点を選考し、職員による投票を実施した後、投票結果を参考に選定委員会で決定します。

10 賞金

最優秀作品 1点 賞金10万円

11 結果発表

令和6年11月下旬(予定)に採用された場合のみ、提出された応募用紙の連絡先に連絡するとともに、12月末ごろに福島労働局のホームページで発表します。

この発表をもって採用者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

12 著作権等

(1) 採用作品に関する著作権法第27条及び第28条を含むすべての著作権は、福島労働局職業安定部に帰属し、権利譲渡の対価は賞金をもって充てることにします。

また、応募者は、採用作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

(2) 採用作品は必要に応じて、キャラクターのデザインや色彩の一部を改変する場合があります。

13 留意事項

(1) 応募作品は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

(2) 応募に必要な費用は応募者の負担とします。

(3) 選考基準に関する問合せはご遠慮ください。

(4) 採用作品が、第三者の知的財産権を侵害する場合、その他本要領の規定に違反していることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。また、第三者の作品と類似のおそれがあると認められる作品も採用を取り消す場合があります。

(5) 応募作品に著作権などに関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。

(6) 個人情報については、キャラクターのデザイン募集に関する以外に無断で使用することはありません。

(7) 応募が少ないなどの事情により該当作品がない場合があります。

(8) 応募要項に取決めのない事項については、福島労働局の判断により決定します。

(9) 採用者の権利は採用者のみ帰属し、第三者への譲渡や換金はできません。

14 注意事項

応募いただいたキャラクターの内容が、次のような内容であった場合は、選考対象から除外させていただきます。

(1) 反社会的な内容、公序良俗に反するもの、特定の個人や法人を誹謗中傷するような内容のもの。

(2) 他の著作権等を侵害するもの

15 問い合わせ先

福島県福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階

福島労働局職業安定部職業安定課内 キャラクター作成事務局

TEL 024-529-5578 担当：鈴木・渡辺

「公式マスコットキャラクター」応募用紙

福島労働局職業安定部

ふりがな		
氏名		
年齢	歳	
職業 (学生の場合は学校 及び学科名を記載)		
保護者同意欄	応募者が未成年の場合、保護者の方は必ず記入してください。 保護者：氏名	
住所		
電話番号（携帯）		
メールアドレス		
募集要項に記載の事項について	同意する ・ 同意しない 同意されない場合、審査の対象外となります。	

●マスコットキャラクターの愛称 (名前)	
●キャラクターの説明、 (コンセプトなど)	

応募受付期間：令和6年8月1日（木）～9月30日（月）

提出先：福島労働局職業安定課 キャラクター作成事務局

fukushima-boshuu@mhlw.go.jp